

雪置き場支援補助金の概要

◆補助の対象について

除排雪市民協働事業を実施するために町内会が設置した雪置き場

◆補助金額について

雪置き場として使用貸借契約を結び使用した土地の使用月分（最大2か月分）の固定資産税と都市計画税の合計額を交付します（100円未満切捨て）。

ただし、その土地が1筆の土地の一部である場合には、その土地の面積分の固定資産税と都市計画税が補助金額となります。ただし、その土地の面積が200平方メートルを超える場合には、200平方メートル分の固定資産税と都市計画税が補助金額の上限となります。

なお、雪置き場として実際に使用しなかった場合は、支払われません。

【例1】雪置き場としてある土地10㎡（1筆）を2か月間借りて使用し、その土地に対して年間12,000円の固定資産税と都市計画税が課されている場合

$$12,000円 \div 12か月 \times 2か月 = 2,000円$$

【例2】雪置き場としてある土地10㎡（その土地は1筆100㎡であり、10㎡はその土地の一部）を2か月間借りて使用し、その土地に対して年間60,000円の固定資産税と都市計画税が課されている場合

$$60,000円 \div 12か月 \times 2か月 = 10,000円$$

$$\rightarrow 10,000円 \div 100㎡ \times 10㎡ = 1,000円$$

◆申請方法について

1. 雪置き場として使用する土地について、地主との使用貸借契約を交わしてください。

なお、使用貸借契約のひな形は土木課にあります。

2. 雪置き場として実際に使用した後、下記の書類を土木課に提出してください。なお、①～③の書類は土木課にあります。

申請に必要な書類

①補助金交付申請書 ②請求書 ③委任状（振込先口座が申請者名義と異なる場合のみ）

④日付入りの写真（雪置き場として利用している写真）

⑤使用貸借契約の写し

⑥雪置き場の場所を明示する地図

⑦通帳の写し（表紙および1、2ページ目） ※④～⑦の書類は、申請者でご用意ください。

◆問合せ先

鯖江市都市整備部土木課
道路管理・用地対策グループ

TEL：0778-53-2246 FAX：0778-51-8159
e-mail：SC-Doboku@city.sabae.lg.jp